

介護保険事業所・施設等の新型コロナウイルス予防対策チェックリスト

福山市 介護保険課 2020年4月 6日作成
2022年2月25日修正

項 目	回 答	
	は い	い い え
1 職員・利用者のみならず委託業者等も含めて、マスク着用を含む咳エチケット、手洗い、アルコール消毒を徹底していますか？ 職員は「1ケア1手洗い」「ケア前後の手洗い」ができていますか？		
根拠通知：【国】リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について[R2.2.28] リンク 【国】高齢者介護施設における感染症対策マニュアル改訂版（2019年3月） リンク		
2 出勤前の職員・サービス利用前の利用者について、体温計測を行い、発熱等がある場合には、必要な対応※を行っていますか？ また、測定した体温は記録していますか？		
※必要な対応・・・職員：出勤しない 訪問系・入所系の利用者：感染拡大に留意して対応する 通所系の利用者：利用をお断りする 根拠通知：【国】介護現場における感染対策の手引き（第2版）[R3.3月] リンク 97ページ 【国】リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について[R2.2.28] リンク		
3 【入所系施設等のみ】 「面会」に一定のルール作りをしていますか？ 面会する場合は体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りしていますか？		
根拠通知：【国】社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について[R3.11.24] リンク		
4 委託業者等から物品等を受領する際は、玄関など限られた場所で行っていますか？ 施設内に立ち入る場合は体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りしていますか？		
根拠通知：【国】リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について[R2.2.28] リンク		
5 感染拡大を防ぐため、事業所・施設等の職員に対して、職場内外において「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける」よう周知徹底していますか？		
根拠通知：【国】社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について[R2.3.9] リンク 【国】社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について[R2.3.25] リンク		
6 新型コロナウイルスの集団発生を防止するための「3つの密を避ける」取組の「①換気の悪い密閉空間を避ける」ために、事業所・施設等、訪問先利用者宅等において頻繁な換気を行っていますか？		
根拠通知：【国】社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について[R2.3.25] リンク		
7 「3つの密を避ける」取組の「②多数が集まる密集場所を避ける」「③間近で会話や発生をする密接場面を避ける」ために、事業所・施設等において必要な取組※を行っていますか？		
根拠通知：【国】社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について[R2.3.25] リンク		

※取組の例

次の例示は、市介護保険課の職員が様々な意見を出し合ってみたものです。事業所・施設にあっては、感染症対策委員会等で話し合い、現場の実情に応じた取組を検討いただければと思います。

職員・利用者の全員がマスクを着用する（手作り可）/多くの人が手を触れる部分（ドアノブ・手すり等）は消毒液で頻繁に丁寧に清掃する/常時複数の窓を開けて換気する/1時間に1回以上、全ての窓を開けて換気する/食事の際、向かい合わせでなくスクール形式（学校の教室）にする/食事の時間帯をグループごとにずらす/大勢が集まった際は会話を控える/大勢が集まるレクリエーションは取りやめる、実施方法を変える/近距離での会話、大きな声を出す、歌うようなレクは取りやめる、やり方を変える/リビングや食堂では利用者の間隔を広げる/通所系施設にあっては、利用曜日を調整し1日の利用者総数を減らす

項 目	回 答	
	は い	いいえ
8 「3つの密を避ける」取組と関連して、「共同で使う物品の消毒」を適切に行っていますか？		
根拠通知：【国】社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について[R2.3.25] リンク		
9 アルコール消毒液の入手が難しい場合には石けんやハンドソープで丁寧に手を洗うこと、物品の消毒は熱水や塩素系漂白剤が有効であることを知っていますか？		
根拠通知：【国】社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について[R2.3.31] リンク 【国】介護現場における感染対策の手引き（第2版）[R3.3月] リンク 88 ページ		
10 概ね 37.5℃以上の発熱や呼吸器症状により感染が疑われる場合は、「相談・受診の目安」を踏まえて対応することが、全ての職員に周知されていますか？		
根拠通知：【国】新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安 リンク 【国】社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について[R2.3.25] リンク		
11 職員・利用者が新型コロナウイルス流行地域から帰国し、発熱や呼吸器症状があり感染が疑われる場合には、保健所と介護保険課へ連絡することを知っていますか？		
保健所（新型コロナウイルス相談窓口）：084-928-1350 介護保険課（事業者指導担当）：084-928-1232 根拠通知：【国】社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在）[R2.3.19] リンク		
12 上記の電話連絡のほか、「感染者」「感染が疑われる者」が発生した場合の具体的な対応方法等を知っていますか？		
保健所と介護保険課に連絡して対応するほか、具体的な内容が次の国マニュアルに記載されています。 【国】介護現場における感染対策の手引き（第2版）[R3.3月] リンク 103 ページ		
13 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」を知っていますか？ 印刷する等により事業所・施設内で情報共有していますか？ 全ての職員が最低でも一読していますか？		
【国】高齢者介護施設における感染症対策マニュアル改訂版（2019年3月） リンク		
14 「ノロウイルス対応マニュアル（施設編）」を知っていますか？ 事業所・施設内で情報共有していますか？ 全ての職員が最低でも一読していますか？		
【市】ノロウイルス対応マニュアル（施設編） リンク		
15 2020年1月31日以降、新型コロナウイルスに関する国通知など様々な情報をメールで全事業所・施設等に送付しています。これは届いており、内容を確認していますか？		
2022年1月末までに250通以上を送付しています。いずれも大切な情報ですので、お読みいただきますようお願いいたします。届いていない場合は、メールアドレス等が不適切な可能性がありますので、事業者指定担当（084-928-1259）に電話し、確認してください。		
16 高齢者や基礎疾患を有する方などの重症化リスクが高い方及び重症化リスクが高い方と接触が多い介護従事者等について、ワクチンの速やかな接種が求められていることを知っていますか？		
根拠通知：【国】高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）の速やかな実施について [R4.1.28] リンク		

使 い 方

- ・市への提出等は不要です。事業所・施設等における自己点検に活用してください。
- ・「いいえ」がある項目は、項目欄の下部にある説明欄に記載の補足説明や国の根拠通知等を参照し、適切な対策を講じてください。
- ・この資料では、利便に資するため関係資料にリンク（直リン）をしておりますが、掲載元の URL 変更等によりリンク切れとなる可能性もあります。その際は、検索ページ等により探すか、多くの資料は、厚生労働省 HP「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」にありますので探してみてください。

「いいえ」がある項目は、補足説明・根拠通知を参考に取組を検討してください！